

名護市水道事業給水条例（昭和47年条例第30号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第15条）
- 第3章 給水（第16条—第26条）
- 第4章 料金、手数料及び開発負担金（第27条—第38条の2）
- 第5章 管理（第39条—第44条）
- 第6章 貯水槽水道（第45条・第46条）
- 第7章 補則（第47条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他法令に定めがあるもののほか、名護市水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

#### （給水区域）

第2条 名護市水道事業の給水区域は、名護市水道事業の設置等に関する条例（昭和47年条例第28号）第2条第2項で規定する区域とする。

#### （給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために名護市水道事業管理者（水道事業管理者の権限を行う市長をいう。以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

#### （給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の4種類とする。

- （1）専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- （2）共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- （3）私設消火栓 消防用に使用するもの

(4) 臨時給水装置 工事、興行等で臨時的に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置工事の費用負担)

第6条 給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(給水装置工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が給水装置工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(構造及び材質)

第8条 給水装置の構造及び材質については、別に管理者が定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めたときは、配水管への取付口から市の水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第10条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第11条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に清算する。

(給水装置所有権の移転の時期)

第12条 管理者が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事の工事費が完納になった時とし、その管理は当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第13条 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(原因者負担)

第14条 道路の新設、修繕その他の理由により配水管及び付属具又はこれに関連する止水栓までの給水装置の移転、改造その他の変更を要するときは、管理者が施行し、これに要する一切の費用は、原因者の負担とする。

(給水装置の変更等の工事)

第15条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

### 第3章 給水

#### (給水の原則)

第16条 給水は、非常災害、水道私設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責を負わない。

#### (給水契約の申込み)

第17条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

#### (給水装置の所有者の代理人)

第18条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例の定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

#### (管理人の選定)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、これを変更させることができる。

#### (メーターの設置)

第20条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

#### (メーターの貸与)

第21条 メーターは、管理者が設置して、水道の利用者若しくは管理人又は給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

（水道の利用中止、変更等の届出）

第22条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

（1）水道の利用をやめるとき。

（2）用途を変更するとき。

（3）消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

（1）水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。

（2）給水装置の所有者に変更があったとき。

（3）消防用として水道を使用したとき。

（4）管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

（私設消火栓の利用）

第23条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会いを要する。

（水道利用者等の管理上の責任）

第24条 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

（給水装置及び水質の検査）

第25条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道利用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(災害等の場合における第三者の臨時使用)

第26条 管理者は、災害その他やむを得ない場合又は公益上必要と認めるときは、水道を臨時に他の者に使用させることができる。この場合において、水道使用者等は、これを拒むことができない。

2 前項の場合における使用水量は、管理者が認定する。

#### 第4章 料金、手数料及び開発負担金

(料金の支払義務)

第27条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第28条 料金は、次の表の基本料金と超過料金との合計額と、合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

料金表

種別	用途	基本料金 (1箇月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)	
		水量	料金	水量 (単位は立方メートル)	料金
専用給水装置	家庭用	6立方メートルまで	830円	6を超え10まで	100円
				10を超え30まで	186円
				30を超えるもの	212円
	営業用	10立方メートルまで	1,900円	10を超え50まで	240円
				50を超え100まで	270円
				100を超え300まで	280円
				300を超え1,000まで	305円
				1,000を超えるもの	330円
	官公署用	10立方メートルまで	2,000円	10を超え100まで	255円
100を超え300まで				275円	

				300を超え600まで	295円
				600を超え2,000まで	315円
				2,000を超えるもの	335円
臨時給水装置	臨時用	1立方メートルにつき 500円			
私設消火栓	消防用	1個1回3分ごとにつき 500円			

#### 備考

- 1 家庭用とは、主として家事用として使用するものをいう。
  - 2 営業用とは、営業又は営業に付随する用に使用するものをいう。
  - 3 官公署用とは、官公署、学校、公民館、保育所、米軍その他これらに準ずる用に使用するものをいう。
  - 4 臨時用とは、工事その他で臨時の用に使用するものをいう。
  - 5 消防用とは、消防演習の用に使用するものをいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第111号）第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等に給水する水道の料金については、基本料金と超過料金を合計した額とする。

（料金の算定）

第29条 料金は、隔月の定例日（管理者が毎月の料金算定の基準日として、あらかじめ定めた日をいう。以下この条において同じ。）にメーターの検針を行い、その計量した使用水量により、その月分及びその前月分の料金を算定する。この場合において、各月の使用水量は、均等とみなし、各月の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、当該検針をした日の属する月の端数をその前月分の使用水量に加えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、毎月の定例日にメーターの検針を行い、その日の属する月分として料金を算定することができる。
- 3 管理者は、やむを得ない事由があると認めるときは、前2項の定例日を変更することができる。

（使用水量及び用途の認定）

第30条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第31条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が基本水量の2分の1以下であるときは、基本料金の2分の1
- (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1箇月分として算定した金額

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第32条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の徴収方法)

第33条 料金は、納入通知書又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、管理者は必要があるときは2箇月分をまとめて徴収することができる。

(手数料)

第34条 手数料は、次の各号の区別により申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後これを徴収することができる。

- (1) 第7条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき。

給水管の口径	算出基礎	金額
13ミリメートル	1件につき	500円
20ミリメートル	1件につき	900円
25ミリメートル	1件につき	1,200円
40ミリメートル	1件につき	2,600円

50ミリメートル	1件につき	3,800円
75ミリメートル	1件につき	8,100円
100ミリメートル以上	1件につき	14,200円

(2) 第7条第2項の工事の検査をするとき。

給水管の口径	算出基礎	金額
13ミリメートル	1件につき	2,400円
20ミリメートル	1件につき	2,700円
25ミリメートル	1件につき	3,300円
40ミリメートル	1件につき	5,100円
50ミリメートル	1件につき	6,600円
75ミリメートル	1件につき	11,600円
100ミリメートル以上	1件につき	19,600円

(3) 指定給水装置工事事業者の指定及びその更新をするとき。 1件につき 8,000円

(4) 指定認可証の再発行をするとき。 1件につき 1,000円

(5) 第40条第2項の確認をするとき。 第1号及び第2号に相当する額

(6) 第41条各号のいずれかに該当する再開をするとき。 1件につき 1,000円

(開発負担金)

第35条 市の給水を受けることとなる建築物又は宅地（別に定める計画1日最大給水量が10立方メートル以上の建築物又は宅地をいう。）を建築又は造成する場合には、その者から計画1日最大給水量のうち10立方メートルを超える水量1立方メートル当たり20,000円として得た額を開発負担金として徴収する。この場合において、宅地に係る開発負担金を既に納入した宅地にあつて建築物を建築する場合の開発負担金の取扱いについては、別に管理者が定める。

2 前項の開発負担金は、給水に関する協議の成立又は給水申し込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、協議成立後又は給水申し込み後、これを徴収することができる。

(料金等の納期)

第36条 料金の納期は、上下水道料金納付通知書又は上下水道使用料等のお知らせに記載して通知するものとする。ただし、管理者が認めるときは別に定めることができる。

2 第34条に規定する手数料及び前条に規定する開発負担金の納期は、管理者が別に定めるものとする。

(督促)

第37条 前条に規定する料金、手数料及び開発負担金を納期限までに完納しない場合は、納期限後30日以内に督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状に指定すべき納入期限は、発送の日から15日以内とする。

3 督促手数料は、1件につき100円とする。

(料金等の軽減又は免除)

第38条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

(料金の支払請求権の放棄)

第38条の2 管理者は、料金の支払請求権で消滅時効が完成したものを放棄することができる。

## 第5章 管理

(給水装置の検査等)

第39条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第40条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、省令第13条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第41条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対しその理由の継続する間給水を停止することができる。

(1) 水道の使用者が第10条の工事費、第24条第2項の修繕費、第28条の料金、第34条の手数料又は第35条の開発負担金を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が正当な理由がなく第29条の使用水量の計量又は第39条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第42条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置の所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、かつ、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

(1) 第5条の承認を受けないで給水装置工事（省令第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）をした者

(2) 正当な理由がなく第20条第2項のメーターの設置、第29条の使用水量の計量、第39条の検査又は第41条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第24条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第28条の料金、第34条の手数料又は第35条の開発負担金の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第44条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第28条の料金、第34条の手数料又は第35条の開発負担金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

## 第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第45条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第46条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第7章 補則

(委任)

第47条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、改正後の名護市水道給水条例第28条第1項の規定は、平成10年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前において、改正前の名護市水道事業給水条例によってなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 改正後の名護市水道給水条例第28条第1項の規定は、平成10年6月分の使用水量に係る料金から適用する。ただし、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成10年6月末日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年条例第3号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第43号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年条例第29号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の名護市水道給水条例第28条第1項及び第35条の規定は平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の名護市水道給水条例第28条第1項の規定は、平成16年4月分の使用水量に係る料金から適用する。ただし、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成16年4月末日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の名護市水道給水条例第36条第1項の規定は、平成19年7月以降に計量した使用水量に係る料金の納期について適用する。

附 則（平成26年条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（名護市水道給水条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第6条の規定による改正後の名護市水道給水条例第28条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成26年5月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定する料金の額は、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第32号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。